

○自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（開催）</p> <p>第4条 協議会は、<u>付議する議案がない場合を除き、定期（原則として、毎年度9月及び2月の2回）に</u>、代表委員である地方農政局経営・事業支援部長、北海道地区にあつては農林水産省経営局農地政策課長、沖縄地区にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部長（以下「地方農政局経営・事業支援部長等」という。）の招集により開催するものとする。</p> <p>（協議会への出席）</p> <p>第4条の2 別表代表委員名の欄及び委員名の欄に掲げる代表委員及び委員（第7条第2項で定めた議案に係る自作農財産等の所在地を管轄するものに限る。）は、協議会に出席するものとする。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する代表委員及び委員以外の代表委員及び委員は必要に応じて、協議会に出席することができる。</p> <p>（付議事項等）</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p>① 不法占有者に対する建築物、工作物の収去、土地明渡し等を求める訴えの提起（<u>仮差押さえ、仮処分</u>の申立て、反訴の提起等付随の手続をとること（以下「付随手続の申立て」という。）を含む。）の適否に関すること。</p> <p>② 筆界の確定又は所有権の確認を求める訴えの提起（付随手続の申立てを含む。）の適否に関すること。</p> <p>③ 登記手続又は損害賠償若しくは不当利得返還を求める訴えの提起（付随手続の申立てを含む。）の適否に関すること。</p> <p>④ 仮登記仮処分命令又は譲渡禁止等の仮処分命令の申立て（付随手続の申立てを除く。）の適否に関すること。</p> <p>⑤ 国の取得時効又は国の債権の消滅時効及び占有者の取得時効の完成についての判断に関すること。</p> <p>⑥ 和解若しくは調停を申し立て又はこれらの手続を進行させることの</p>	<p style="text-align: center;">自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（開催）</p> <p>第4条 協議会は、代表委員である各地方農政局経営・事業支援部長（北海道地区にあつては農林水産省経営局農地政策課長、沖縄地区にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部長。以下「地方農政局経営・事業支援部長等」という。）の招集により開催するものとする。</p> <p>（協議会への出席）</p> <p>第4条の2 別表代表委員名の欄及び委員名の欄に掲げる代表委員及び委員（第7条第2項で定めた議案に係る自作農財産等の所在地を管轄するものに限る。）は、協議会に出席するものとする。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する代表委員及び委員以外の代表委員及び委員は必要に応じて、協議会に出席することができる。</p> <p>（付議事項等）</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p>① 不法占有者に対する建築物、工作物の収去、土地明渡し等を求める訴えの提起（<u>仮差押さえ、仮処分</u>の申立て、反訴の提起等付随の手続をとること（以下「付随手続の申立て」という。）を含む。）の適否に関すること。</p> <p>② 筆界の確定又は所有権の確認を求める訴えの提起（付随手続の申立てを含む。）の適否に関すること。</p> <p>③ 登記手続又は損害賠償若しくは不当利得返還を求める訴えの提起（付随手続の申立てを含む。）の適否に関すること。</p> <p>④ 仮登記仮処分命令又は譲渡禁止等の仮処分命令の申立て（付随手続の申立てを除く。）の適否に関すること。</p> <p>⑤ 国の取得時効又は国の債権の消滅時効及び占有者の取得時効の完成についての判断に関すること。</p> <p>⑥ 和解若しくは調停を申し立て又はこれらの手続を進行させることの</p>

適否及び和解案又は調停案の内容の当否に関すること。

⑦ その他第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事前調整)

第6条 都道府県の委員は、協議会に前条の付議事項等に係る議案（以下「議案」という。）を付議しようとするときは、当該議案について、地方農政局の委員、北海道地区にあつては農林水産省経営局農地政策課の委員、沖縄地区にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部の委員（以下「地方農政局等の委員」という。）に報告するものとする。

2 都道府県の委員は、前項において、占有者の取得時効の完成についての判断に関する議案を報告する場合は、議案の概要（占有者の氏名・住所、取得時効の完成が主張されている土地の所在・地目・地積・履歴、占有者とのこれまでの折衝の経緯等）を記載した書類に加え、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号構造改善局長通知。以下「取得時効通知」という。）第2の1の申出書及び添付書類を、地方農政局等の委員に提出して行うものとする。

3 前項の場合において、次項の事前調整により、取得時効の完成に関して必要と判断されたときは、都道府県の委員は、前項の議案の概要を記載した書類を修正し、また、取得時効通知第3(3)の書類又は3(4)による記録を、地方農政局等の委員に提出するものとする。

4 地方農政局等の委員は、第1項の報告があつた場合には、速やかに、当該議案に係る自作農財産等の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の委員及び都道府県の委員との打合せ（以下「事前調整」という。）を行うものとする。

5 事前調整において検討した結果、当該議案を協議会に付議すると判断した場合は、地方農政局等の委員が他の委員と協力して処理方針案を作成するものとする。

6 都道府県の委員は、事前調整において検討した結果、協議会に付議すると判断された議案について、議案の概要（土地の所在、地目、地積、土地の履歴、折衝の経緯等）等を記載した書類に事前調整において必要と判断された書類（既に地方農政局等の委員に提出済みの書類を除く。）を添付して、原則として協議会の開催予定日の2か月前までに地方農政局経営・事業支援部長等に送付するものとする。

(議案の決定)

第7条 地方農政局経営・事業支援部長等は、事前調整の結果を踏まえ、速やかに当該議案に係る自作農財産等の所在地を管轄する法務局の代表

適否及び和解案又は調停案の内容の当否に関すること。

⑦ その他第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事前打合せ)

第6条 都道府県の委員は、協議会に議案を付議しようとするときは、当該議案に係る自作農財産等の所在地を管轄する法務局(管轄する地方法務局がない場合に限る。)又は地方法務局の委員と打合せを行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 都道府県の委員は、前項の打合せを了した議案について、次の事項を記載した書類に関係登記簿の謄本、公図の写し等関係の資料を添付して地方農政局経営・事業支援部長等に送付するものとする。

- ① 事案の概要及び折衝の経緯
- ② 処理方針案
- ③ その他参考となるべき事項

(議案の決定)

第7条 地方農政局経営・事業支援部長等は、協議会に付議する議案を定めようとするときは、当該議案に係る自作農財産等の所在地を管轄する

委員と打合せを行い、協議会に付議する議案を定めるものとする。

2 地方農政局経営・事業支援部長等は、前項に規定する打合せにより議案を定めたときは、その議案を委員及び代表委員並びに北海道地区以外の地区にあっては、農林水産省経営局農地政策課長に送付するものとする。

(申出者に対する通知)

第8条 地方農政局経営・事業支援部長等は、占有者の取得時効の完成についての判断に関する議案について、事前調整又は前条第1項の打合せにおいて検討した結果協議会に付議しないと判断された場合は、取得時効通知第2の1の申出者に対して、書面によりその旨及び理由を通知するものとする。

(現地調査)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、現地の調査を行うことができる。

(議事録)

第10条 協議会を開催したときは、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、開催の日時、場所、出席者のほか協議の内容等協議会に関する重要な事項を記録しなければならない。
- 3 議事録は第4条の2第1項の規定により出席した代表委員の人数分を作成し、当該代表委員の確認印を押印した上、当該代表委員においてそれぞれ1通を保有するものとする。
- 4 地方農政局経営・事業支援部長等は、前項の議事録の写しを協議会の開催後遅滞なく、当該協議会が設置されている地区の代表委員（前項の代表委員を除く。）及び委員並びに北海道地区以外の地区にあっては農林水産省経営局農地政策課長に送付するものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、各協議会の運営等に関し必要な事項は、それぞれの協議会において定めるものとする。

別表 (略)

法務局の代表委員と打合せを行うものとする。

2 地方農政局経営・事業支援部長等は、前項の規定による打合せをして議案を定めたときは、その議案を委員及び代表委員並びに北海道地区以外の地区にあっては、農林水産省経営局農地政策課長に送付するものとする。

(新設)

(現地調査)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、現地の調査を行うことができる。

(議事録)

第9条 協議会を開催したときは、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、開催の日時、場所、出席者のほか協議の内容等協議会に関する重要な事項を記録しなければならない。
- 3 議事録は第4条の2第1項の規定により出席した代表委員の人数分を作成し、当該代表委員の確認印を押印した上、当該代表委員においてそれぞれ1通を保有するものとする。
- 4 地方農政局経営・事業支援部長等は、前項の議事録の写しを協議会の開催後遅滞なく、当該協議会が設置されている地区の代表委員（前項の代表委員を除く。）及び委員並びに北海道地区以外の地区にあっては農林水産省経営局農地政策課長に送付するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、各協議会の運営等に関し必要な事項は、それぞれその協議会において定めるものとする。

別表 (略)